吉川市広告付き行政情報モニター等設置事業仕様書

１　目的

本仕様書は、吉川市（以下、「市」という）の市役所本庁舎において、広告付き行政情報モニター（以下、「モニター」という）を設置し、運営する事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するために必要な概要を示すものとする。また、本事業内容については、選定した協定締結候補者と協議し確定するものとする。

２　事業の概要

（１）事業者は、吉川市財産規則（平成２年規則第４号）による行政財産の使用の許可により、市役所本庁舎１階に、モニターを設置し、モニターで行政情報・企業広告等を放映する。

（２）事業者は、事業の実施に係る一切の費用（機器等の設置、運営、維持及び撤去に要する費用、広告主の募集及び広告の制作その他広告事業の実施に要する費用並びにその他一切の費用）を負担するものとする。

（３）事業者は、モニターの広告映像の放映に伴い、市に広告料を納入するとともに、吉川市行政財産の使用料に関する条例（昭和５７年条例第１０号）に基づく使用料及び電気料を納入する。

３　事業期間

モニターの設置工事期間は協定締結日から令和９年３月３１日までとする。広告の放映は令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、当初の条件を変更せず、行政財産の使用許可が更新されることを条件とし、市の承認を得た場合に限り、令和１０年４月１日から１年を単位として令和１４年３月３１日まで更新することができる。

4　設置場所及び仕様等

（1）設置場所

施設名	住　所	設置場所
吉川市役所本庁舎	吉川市きよみ野一丁目1番地	１階

※配置図を企画提案書に添付すること。

（2）モニターの規格、台数及び面積

規　格	取付方法	台数	設置面積
３２インチ以上	壁掛けまたはスタンド	3台	各１㎡以内

（3）モニターの放映時間

月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時３０分までとする（祝祭日及び年末年始の休業日を除く）。事業者がタイマー等により、自動で電源の入り切りを行うこと。なお、業務時間の延長及び短縮にはその都度対応する。

（4）モニターの仕様等

ア　施設の景観を損なわないデザイン、色使いとする。

イ　薄型で場所を取らず、災害時の避難誘導の支障にならないものとする。

ウ　鋭利な突起等がなく、落下・転倒・破損等により来庁者・職員等に危険を生じさせることのないよう策を講じること。

エ　音声については出力しないこと。

オ　事業者の事業所等からリモート操作による放映管理が可能であること。

5　モニターの放映内容について

（1）事業者は前項のモニターを設置し、自ら広告主の募集並びに放映する広告及び行政情報を製作すること。広告は行政情報を含め、１枠１５秒で放映すること。

（2）広告内容についての責任

モニターで放映された広告に関する全ての責任は、事業者が負うこと。

（3）広告映像

ア　広告映像には広告主の広告を表示し、名称、住所、電話番号等を表示すること。また、広告であることを画面上に明記すること。

イ　広告を掲載できる者、広告の内容等は、吉川市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成１７年告示第１１２号）第５条及び第６条を準ずることとし、その他法令を遵守の上、募集を行うこと。また、募集した広告主、広告の内容等を市に提出し、市の承認を得ること。なお、広告主については事業者が募集することとし、市ではあっせん等は行わない。

ウ　広告主及び広告映像等の内容については、市役所の公共性、美観及び市役所利用者への影響に配慮しなければならない。

エ　広告内容に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

（４）行政情報

ア　行政情報は、市から依頼したお知らせを１枠１５秒で放映すること。

イ　掲載内容は、事前に両者が十分協議した上で決定すること。

ウ　市の要望を反映できるよう、自社制作又はそれに準じた体制を整えておくこと。

エ　行政情報は全体の枠数の２５％以上を放映すること。

６　モニターの設置条件並びに事業者の遵守事項

（１）通信ネットワーク環境について

ア　事業者は、本事業に係る受信設備の設置及び運用に必要な通信環境について、市役所庁舎内の既存ネットワーク（庁内ネットワーク）とは分離された独自のネットワーク環境を自らの責任と費用負担により確保するものとする。なお、庁内ネットワークへの接続、庁内ネットワークを介した通信等の利用は認めない。

イ　機器の設置及び運用にあたっては、庁舎内の無線通信環境との電波干渉が生じないように配慮し、必要に応じて適切な対策を講じること。

（２）地震等の際の落下に対する防止策を十分に講じ、撤去の際は原状復帰すること。また、事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決するものとする。

（３）広告内容等に関する責任は、事業者にある旨の記載を行うこと。また、問合せ先を明確にすること。

（４）市の事務管理及び庁舎管理上、または工事等の影響によりモニターが支障と

なる場合は、事業者の負担において市と協議の上、設置場所を変更すること。

（５）事業者は定期的に設置場所を訪問し、破損や汚損の確認、設置機器のメンテナンス、放映状況の確認を行うこと。

（６）事業者は連絡体制を整え、市や市民等からの問い合わせに対して速やかに対応すること。

７　設置および運用に係る費用負担について

事業者が負担すべき費用は次のとおりとする。なお、支払われた費用は返還しないこととするが、市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

（１）設置に係る費用

モニター（スタンド含む）、その他付帯設備の設置、運用、移設、撤去等に関する一切の費用は事業者による負担とする。

（２）運用に係る費用

ア　広告料

広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成、更新等に要する費用は事業者が負担すること。

市に納める広告料は、事業者の提案に基づき決定する金額とし、吉川市の指定した期日までに市へ納付すること。

イ　行政財産使用料

行政財産使用料は、使用する面積に応じて市が吉川市行政財産の使用料に関する条例（昭和５７年条例第１０号）に基づき算出した使用料を市の指定した期日までに市へ納付すること。また、行政財産目的外使用許可申請は毎年度更新する必要があり、使用料は課税標準額の変動により変更となる場合がある。

ウ　電気料

電気料は、消費電力量に基づく実費相当分を事業者が負担することとし、市の指定した期日までに市へ納付すること。算出方法等については、市と事業者との協議により決定するものとする。

８　その他

（１）広告主の募集は、事業者の責任において行うこととし、市が募集しているか

のような誤解を与えないように配慮すること。

（２）事業期間中、事業者またはその使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があった等、事業者の責めに帰すべき理由により、本事業の継続が困難であると市が認めた場合には、市は本事業を中止することができるものとする。その場合、事業者は、モニターを撤去するなど施設の原状回復をすること。また、事業中止によって生じる損害は事業者の責任において補償すること。

（３）事業者は、設置期間が終了する前に自己都合によりモニターを撤去する場合は、撤去する３カ月前までに市に書面により通知の上、協議を行うこと。

（４）事業者がモニターの設置、移設、撤去等の作業を行う場合は、市の業務への影響を最小限にするよう配慮すること。

（５）業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

（６）本仕様書について疑義が生じたときは、市と事業者が両者協議の上、定めるものとする。

９　問合せ先

吉川市役所　政策室　広聴広報担当

電　話　０４８－９８２－５１１２（直通）

ＦＡＸ　０４８－９８１－５３９２